

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山形県知事は、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

山形県知事

## 公表日

令和6年9月9日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
②事務の概要	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に基づき、特定医療費の支給を行う事務。具体的な事務内容は下記のとおりである。 ① 特定医療費の支給に関する事務 ② 支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③ 医療受給者証に関する事務 ④ 支給認定の変更に関する事務 ⑤ 支給認定の取消しに関する事務 ⑥ 資料の提供等の求めに関する事務 ⑦ 申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	難病医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
難病医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 別表の131の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第71条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項、18の項、42の項、77の項、80の項、113の項、125の項、144の項、161の項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山形県行政情報センター(高等教育政策・学事文書課) 住所: 〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号 電話: 023-630-3014
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部障がい福祉課 住所: 〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号 電話: 023-630-2330

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月8日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月8日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障がい福祉課長 吉川 浩	障がい福祉課長	事前	
平成31年2月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の係数か)	平成29年1月31日時点	平成31年2月15日時点	事前	
平成31年2月15日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数(いつ時点の係数か)	平成29年1月31日時点	平成31年2月15日時点	事前	
平成31年2月15日	IVリスク対策	新設	基礎項目評価書に記載のとおり	事前	
令和3年2月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第7項 別表第二 26項、56の2項、87項 【情報照会】 ・番号法第19条第7項 別表第二 119項	【情報提供】 ・番号法第19条第7項 別表第二 26項、56の2項、87項 【情報照会】 ・番号法第19条第7項 別表第二 120項	事後	
令和3年2月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の係数か)	平成31年2月15日時点	令和3年2月26日時点	事前	
令和3年2月26日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数(いつ時点の係数か)	平成31年2月15日時点	令和3年2月26日時点	事前	
令和5年3月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の係数か)	令和3年2月26日時点	令和5年3月8日時点	事後	
令和5年3月8日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数(いつ時点の係数か)	令和3年2月26日時点	令和5年3月8日時点	事後	
令和5年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二 26項、56の2項、87項 【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二 120項	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二 26項、56の2項、87項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二 120項	事後	
令和6年7月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 98項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第71条 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二 26項、56の2項、87項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二 120項	番号法第9条 別表の131の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第71条 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14の項、18の項、42の項、77の項、80の項、113の項、125の項、144の項、161の項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158の項	事後	